

(あて先)

() 児童館・学童保育所
指定管理者・管理者

申請者住所

申請者氏名

学童クラブ事業利用に係る利用料金減免申請書

学童クラブ事業の利用に関し、以下のとおり減免を申請します。 本申請の情報について、業務委託元の京都市及び料金算定を委託する京都市児童館学童連盟に提供することに同意します。			
利用児童	(ふりがな) 氏 名	学校名及び学年 ※利用する年度の4月1日時点	利用する児童館等
	(ふりがな)	小学校 年生	
	(ふりがな)	小学校 年生	
	(ふりがな)	小学校 年生	
申請する減免区分 (該当するものにチェック☑を記入してください。)	区分	条件	添付書類 (資料は写しで可)
	☐ 減免区分①	☐ 生活保護法による保護を受けている世帯	☐ 生活保護受給証明書
		☐ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	☐ 中国残留邦人支援給付受給証明書
		☐ 市府民税非課税世帯(減免区分②)に該当し、ひとり親家庭又は世帯に障害のある方がいる世帯	☐ 市府民税課税証明書(全部事項) ☐ ひとり親・障害のある方がいることがわかる書類(※)
	☐ 減免区分②	☐ 市府民税を課されている者の属していない世帯	☐ 市府民税課税証明書(全部事項)
		☐ 市府民税均等割のみ課税世帯	☐ 市府民税課税証明書(全部事項)
	☐ 減免区分③	☐ 市府民税のみを課されている者の属している世帯(所得税非課税世帯)	☐ 市府民税課税証明書(全部事項) ☐ 源泉徴収票又は確定申告書
	☐ 減免区分④	☐ 就学援助を受けている世帯	☐ 就学援助受給証明
☐ ひとり親家庭等医療費支給制度受給世帯		☐ 受給者証	
☐ 同時利用のきょうだい児に係る減免			

※ 添付書類の詳細

(ひとり親世帯)

児童扶養手当受給通知、ひとり親家庭等医療費受給者証

離婚調停中等で挙証資料の提出が困難な場合は、施設長へ御相談ください。

(障害のある方がいる世帯)

身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、障害年金手帳、特別児童扶養手当受給通知

《家計急変に伴う減免》

失業等により収入が減少した場合にも減免を申請することができます。詳細は、児童館等へ御相談ください。